

むつ市議会第198回定例会会議録 第1号

議事日程 第1号

平成20年11月28日(金曜日)午前10時開会・開議

諸般の報告

- 第1 議席の変更
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 議会運営委員の選任
- 第5 行政報告

【議案一括上程、提案理由説明】

- 第6 議案第86号 むつ市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例
- 第7 議案第87号 むつ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第8 議案第88号 むつ市育英基金条例の一部を改正する条例
- 第9 議案第89号 むつ市水道事業及び用地造成事業の設置等に関する条例等の一部を改正する等の条例
- 第10 議案第90号 むつ市消防団条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第91号 工事請負契約について
(本庁舎移転改修工事：建築工事)
- 第12 議案第92号 工事請負契約について
(本庁舎移転改修工事：電気設備工事)
- 第13 議案第93号 工事請負契約について
(本庁舎移転改修工事：空気調和設備工事)
- 第14 議案第94号 工事請負契約について
(本庁舎移転改修工事：給排水衛生設備工事)
- 第15 議案第95号 指定管理者の指定について
(むつ市海と森ふれあい体験館)
- 第16 議案第96号 指定管理者の指定について
(むつ市兔沢スキー場外1施設)
- 第17 議案第97号 指定管理者の指定について
(むつ市ウェルネスパーク)
- 第18 議案第98号 指定管理者の指定について
(むつ職業能力開発校)
- 第19 議案第99号 指定管理者の指定について
(むつ市脇野沢高齢者福祉施設いこいの里)
- 第20 議案第100号 指定管理者の指定について
(むつ市中心身障害者ふれあいの家)

- 第21 議案第101号 指定管理者の指定について
(むつ市野菜集荷貯蔵施設)
- 第22 議案第102号 指定管理者の指定について
(脇野沢瀬野牧場外9施設)
- 第23 議案第103号 指定管理者の指定について
(むつ市大畑木材工芸センター)
- 第24 議案第104号 指定管理者の指定について
(むつ市水川目地区堆肥センター)
- 第25 議案第105号 指定管理者の指定について
(むつ市大畑町水産物簡易加工処理施設)
- 第26 議案第106号 指定管理者の指定について
(むつ市大畑町水産物鮮度保持施設)
- 第27 議案第107号 指定管理者の指定について
(むつ来さまい館外2施設)
- 第28 議案第108号 指定管理者の指定について
(むつ市奥葉研修景公園)
- 第29 議案第109号 市道路線の認定について
- 第30 議案第110号 むつ市監査委員に選任する者につき同意を求めることについて
- 第31 議案第111号 むつ市教育委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて
- 第32 議案第112号 むつ市教育委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて
- 第33 議案第113号 平成20年度むつ市一般会計補正予算
- 第34 議案第114号 平成20年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算
- 第35 議案第115号 平成19年度むつ市一般会計歳入歳出決算
- 第36 議案第116号 平成19年度むつ市国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 第37 議案第117号 平成19年度むつ市老人保健特別会計歳入歳出決算
- 第38 議案第118号 平成19年度むつ市下水道事業特別会計歳入歳出決算
- 第39 議案第119号 平成19年度むつ市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算
- 第40 議案第120号 平成19年度むつ市介護保険特別会計歳入歳出決算
- 第41 議案第121号 平成19年度むつ市魚市場事業特別会計歳入歳出決算
- 第42 議案第122号 平成19年度むつ市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算
- 第43 議案第123号 平成19年度むつ市用地造成事業会計決算
- 第44 報告第23号 平成19年度むつ市健全化判断比率について
- 第45 報告第24号 平成19年度むつ市公営企業会計資金不足比率について

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（26人）

1番	鎌田 ちよ子	2番	澤藤 一雄
3番	新谷 泰造	4番	岡崎 健吾
5番	工藤 孝夫	6番	横垣 成年
7番	野呂 泰喜	8番	川端 一義
9番	半田 義秋	10番	目時 睦男
11番	高田 正俊	12番	新谷 功德
13番	富岡 修	14番	佐々木 隆徳
15番	白井 二郎	16番	山本 留義
17番	千賀 武由	18番	馬場 重利
19番	山崎 隆一	20番	川端 澄男
21番	中村 正志	22番	村川 壽司
23番	浅利 竹二郎	25番	斉藤 孝昭
26番	富岡 幸夫	27番	村中 徹也

欠席議員（1人）

24番	菊池 広志
-----	-------

説明のため出席した者

市長	宮下 順一郎	副市長	野戸谷 秀樹
教員	山本文三	教育長	牧野 正藏
公営企業者	遠藤 雪夫	選挙管理委員会	佐々木 鉄郎
農委員会	立花 順一	総務部長	新谷 加水
総務部	齋藤 秀人	総務部	工藤 正明
企画部長	阿部 昇	企画部	近原 芳栄
民生部長	佐藤 吉男	保健福祉部	吉田 市夫
経済部長	櫛引 恒久	建設部長	太田 信輝
選挙管理委員会	大芦 清重	監査委員	齋藤 純

教育部長	佐藤節雄	民副庶 對策課	生理業 課長	部事物 長	奧島愼一
公企副 總務課	石田武男	民副庶 對策課	生理業 課長	部事物 課幹	竹山清信
農委事 次	蛭名俊文	總務課	總務課	部長	松尾秀一
總務政 務係	吉田真	總務政 務主任	總務政 務主任	部課係 查	澁田剛

事務局職員出席者

事務局 長	河野健二	次長	工藤昌志
總括主 幹	山崎幸悦	總括主 幹	柳田秀明
議事係 查	石田隆司	議事係 查	井戸向秀明

開会及び開議の宣告

午前10時00分 開会・開議

○議長（村中徹也） ただいまからむつ市議会第198回定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は26人で定足数に達しております。

これから本日の会議を開きます。

諸般の報告

○議長（村中徹也） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

まず初めに、地方自治法第121条に基づく今定例会への説明員の出席者については、お手元に配布の名簿のとおりであります。

次に、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づく例月出納検査の結果報告がありました。なお、関係書類は事務局に保管しておりますので、ご閲覧願います。

次に、本日市長から、工事請負契約に係る入札結果資料が提出されましたので、お手元に配布しております。

次に、本日教育委員会委員長から、むつ市教育委員会の事務の点検及び評価に関する報告書が地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定により提出されましたので、お手元に配布しております。

次に、全国市議会議長会基地協議会等の会議結果につきましては、お手元に配布の報告書のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、去る11月20日、風間浦村長及び風間浦村議会議長から、むつ市との合併協議の申し入れがありました。申し入れの内容につきましては、同日議員各位に文書を送付しております。

次に、本年5月に開催された青森県市議会議長会第1回定期総会において、青森県提出3議案の一つとして採択されていた下北半島縦貫道路の整備促進については、去る10月28日に開催された東北市議会議長会理事会において、東北市議会議長会の要望書として国土交通省、財務省、衆参両院議長、各政党及び東北地方選出国會議員に送付されることが決定されましたので、ご報告いたします。

次に、本日この後、脇野沢赤坂地区における不法投棄について市長から行政報告がありますので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（村中徹也） 本日の会議は議事日程第1号により議事を進めます。

日程第1 議席の変更

○議長（村中徹也） 日程第1 議席の変更を議題といたします。

会議規則第4条第3項の規定により、お手元に配布の議席図のとおり、議席の一部を変更したいと思います。

変更となる議席番号及び氏名を職員に朗読させます。

（事務局長議席番号・氏名朗読・別紙議席表）

○議長（村中徹也） お諮りいたします。

ただいま朗読したとおり、議席の一部を変更することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、ただいま朗読したとおり、議席の一部を変更することに決定いたしました。

それでは、ただいま決定いたしました議席にそ

れぞれ着席願います。

暫時休憩いたします。

午前10時06分 休憩

午前10時07分 再開

○議長（村中徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（村中徹也） 次は、日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第82条の規定により、5番工藤孝夫議員及び23番浅利竹二郎議員を指名いたします。

日程第3 会期の決定

○議長（村中徹也） 次は、日程第3 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から12月19日までの22日間としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月19日までの22日間と決定いたしました。

日程第4 議会運営委員の選任

○議長（村中徹也） 次は、日程第4 議会運営委員の選任を行います。

本件は、2名の欠員が生じたので、これを補充するため行うものであります。

お諮りいたします。議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、岡

崎健吾議員及び富岡幸夫議員を指名したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました岡崎健吾議員及び富岡幸夫議員を議会運営委員に選任することに決定いたしました。

日程第5 行政報告

○議長（村中徹也） 次は、日程第5 行政報告を行います。

市長から報告を求めます。市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） おはようございます。脇野沢赤坂地区の不法投棄問題につきましては、これまでも、その経緯や現場及び周辺の環境調査結果等について報告しておりますが、去る9月2日開会のむつ市議会第197回定例会以降の市の対応等についてご報告いたします。

まず、7月24日に環境調査のために採水した不法投棄現場南側浸出水のほか、口広川上流水及び下流水並びに旧最終処分場放流水は、前回の報告で検査のために約1カ月半の時間を要するダイオキシン類を除くすべての検査項目で基準値を下回っておりましたが、ダイオキシン類につきましても基準値の1ピコグラムを下回っている結果となっております。

なお、この環境調査は、不法投棄された廃棄物を撤去し、現場周辺の生活環境の安全性が確認できるまで、定期的実施していく予定としております。

次に、不法投棄された廃棄物を撤去するために廃棄物の種類、性状等の実態の調査等をコンサルタント業者に委託しておりますが、これまで測量調査のほか、8カ所のボーリング調査、重機によ

る2カ所の試掘調査、岩盤浸透試験、発生ガス調査等を完了しております。

現在は、ボーリング調査、試掘調査等で採取した廃棄物、土壌、浸透水等について、有害物質の含有率等を分析中でありまして、これらの調査結果に基づき、廃棄物に起因する生活環境保全上の支障を特定し、その支障を除去する工法を検討することとなっております。なお、この調査委託工期は、平成21年1月30日までとなっております。

次に、これまでの不法投棄現場以外にも、不法投棄されていた事実が新たに判明いたしました。

それは、平成2年3月に廃止した旧最終処分場に、平成5年に解体した旧清掃センターの解体廃棄物及び平成5年度から平成12年度までにかけて旧脇野沢村直営のホタテ加工センターから搬出されたホタテのうろが投棄されていたことを関係者からの事情聴取により確認いたしました。

不法投棄から年数も経過し、現在のところ環境に影響が及んでいないように見受けられますが、この現場につきましても、今後定期的に水質検査をすることとしております。

今回このように新たに不法投棄箇所が発見されましたことは、大変遺憾であると認識しておりますとともに、早期に原状回復ができるよう、対策について検討してまいり所存でありますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、公害対策、放射性廃棄物保管施設における安全対策及び交通問題対策に関する経過報告について、民生部長、企画部長から報告いたさせます。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（佐藤吉男） 公害対策に関するこのうち民生部が所管いたしております事項についてご報告申し上げます。

まず、公害の発生状況についてであります、ことし9月2日に開会されましたむつ市議会第

197回定例会以降、11月27日現在まで公害の発生はありませんでした。

次に、河川等水質測定結果につきましては、お配りいたしました河川等水質検査資料のとおりであります、資料1ページの環境基準の水域類型指定河川であります田名部川、小荒川、川内川及び大畑川につきましては、すべての河川において基準値を満たしております。

次に、資料2ページのその他の河川の水質測定結果についてであります、これらの河川につきましては、特に環境基準の定めはありませんが、環境基準の水域類型指定河川の基準値と比較いたしますと、脇野沢川、小松野川においてのBODの値、また明神川においてのDOとBODの値が基準値を満たしていませんでした。他の河川は、いずれも基準値を満たしてございました。

次に、資料3ページの市と公害防止協定を結んでおります日本ホワイトファーム株式会社及び日本ピュアフード株式会社の排水の水質測定結果につきましては、2社ともすべての項目において協定書に定める基準値以下でありました。

次に、資料4ページのアツギ東北株式会社むつ事業所の排水の水質測定結果につきましては、すべての項目において基準値以下でありました。

以上で公害の発生状況、河川の水質検査についての報告を終わります。

○議長（村中徹也） 企画部長。

○企画部長（阿部 昇） それでは、続きまして放射性廃棄物保管施設における安全対策に関する経過報告を行います。

平成20年9月2日の経過報告以降、放射性廃棄物保管施設における安全対策に関する動きはございませんでした。

続きまして、交通問題対策について、平成20年9月2日の経過報告以降の経過をご報告申し上げます。

まず、ＪＲ東日本大湊線問題についてであります。強風による運行規制の状況につきましては、平成20年８月から平成20年10月までの３カ月間では、規制日数は10日で、規制本数は53本、運休本数は17本でございました。

次に、要望活動につきましては、東北新幹線新青森駅開業に伴う新青森駅までの直通列車の新設及び八戸駅までの直通快速列車の増便並びに東北新幹線七戸、仮称でございますが、その駅の利便性向上を図るための駅駐車場無料化に係る支援について、来る12月に市としてＪＲ東日本盛岡支社に要望することとしておりますが、その一環として去る11月14日にＪＲ東日本青森支店に対し要望しております。

また、大湊線の強風対策等につきましては、来月11日に青森県新幹線建設促進期成会、青森県鉄道整備促進期成会、青森県及び青森県議会が合同によりまして、ＪＲ東日本盛岡支社に対し要望することとしております。

次に、２点目の下北半島縦貫道路の建設促進対策についてであります。要望活動として下北半島縦貫道路の整備促進等について、下北半島振興促進連絡協議会及び下北半島縦貫道路早期実現促進協議会の合同によりまして、去る10月29日から30日にかけて東北地方整備局、国土交通省、県選出国會議員に対し要望しております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） これより質疑を行います。

質疑は、それぞれ区分して行います。

まず、脇野沢赤坂地区における不法投棄についての報告に対する質疑を行います。次に、公害対策に関する報告の部分、続いて報告以外の公害対策に関する質疑を行います。次に、放射性廃棄物保管施設における安全対策に関する報告の部分、続いて報告以外の放射性廃棄物保管施設における安全対策に関する質疑を行います。その後、交通

問題対策に関する報告の部分、続いて報告以外の交通問題対策に関する質疑を行います。

まず、脇野沢赤坂地区における不法投棄についての報告に対し、質疑ありませんか。25番齊藤孝昭議員。

○25番（齊藤孝昭） ２点ほど質疑させていただきます。

まずは、新たに旧清掃センターの解体廃棄物や直営で行っていたホタテ加工センターから出たうろが不法投棄だと確認したということですが、この話は私たちが6月の教育民生常任委員会のときに今話した場所も不法投棄ではないのかという指摘をしたところ、調査しますという答えでした。今まで約6カ月の時間がかかった理由をまずお知らせください。不法投棄と認定するまでに時間がかかったという理由をお知らせください。

もう一つは、この旧脇野沢村直営のホタテ加工センターから出たうろの話が今出ましたが、ホタテの貝殻も仮置きといいながら粉砕して埋めております。赤坂地区の不法投棄現場の調査と同じくしてボーリングしていただいたところ、深さ5メートルまで粉砕した貝殻が埋められております。その点についてはどのようになっているのか、お知らせください。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） まことに遺憾なことでありますけれども、新たな不法投棄というふうなことで判明いたしました。この部分におきましては、今齊藤議員お話しのとおり、6月の段階でお話も伺い、また齊藤議員が議場の中で最初の不法投棄、山を上がって行って左側のほう、非常に水質の部分で不安な部分があるというふうなことで、私もただちに現場に行ってみました。そういうふうなこと、そしてまた旧脇野沢村の関係職員のヒアリング、これが7月、そして旧脇野沢村長のヒアリ

ング、これが7月いっぱいかかっております。そしてまた、8月末になりまして、業者のヒアリング、業者の役員だけではなく、従業員のヒアリングが10月末と、非常にさまざまな部分で各方面から確認をする必要があるというふうなことで、ある程度の疑いは感じておりました。しかしながら、これはしっかりと報告をするためには1つずつ確認をして、多方面から確認をした中でこれは行政報告をするべきでもあるというふうな判断で今日に至ったところであります。

貝殻の部分については、担当のほうからお答えさせます。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（佐藤吉男） 斉藤議員の2点目についてお答えいたします。

不法投棄現場の左側のほうにホタテ加工センターからのホタテ貝殻が仮置きされてございますが、埋められているホタテ貝殻につきましては、私どもの認識では産業廃棄物でございますので、村営から民間の経営になった後については、民間になってからの分は民間が撤去し、村時代のものについては市が撤去することになるのが筋論であろうというふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 25番。

○25番（斉藤孝昭） 片づけるということは当たり前のことなのですが、不法投棄なのか、不法投棄でないのかという調査はどういう認識なのでしょうか。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（佐藤吉男） 当時のいきさつを伺った範囲におきましては、村有地については最初は直営でございます。民間会社になった時点では、村有地を仮置き場として貸与したというふうに伺っておりました。ところが、現状を見ますと、貝を砕いております、それが埋め立てされていると

いう状態でございますので、貸しているほうのサイドでもできるだけ速やかに撤去するように指示したというようなことで私どもでは話を伺っております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 25番。

○25番（斉藤孝昭） 今の民間になってからのことは全然聞いていなくて、平成4年か平成5年あたりから直営で加工センターの業務をやっていると思いますが、そのときに出たホタテの貝殻を埋めたいと言っているのです。わかりますか。直営でやった分を埋め立てしたのでしょうかということ聞いたのです。お願いします。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（佐藤吉男） お答えいたします。

民生部の受けとめ方といたしますと、地中に埋める行為は不法投棄なのですけれども、土地を貸すほうの立場から私どもが伺っているのは、ナマコの養殖場の原材料になると。それから、砕いて肥料にするというようなことで、当初は仮置きで土地を貸与したと。直営のときにもそういう利用が考えられるので、仮置きの考え方でその場所に一時置いたというふうに私どもは承っております。地中に埋まっている砕いたものについては、我々の認識では不法投棄だという認識をしております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） ほかに質疑ありませんか。6番横垣成年議員。

○6番（横垣成年） 新たに不法投棄現場が見つかったということに関してですが、この不法投棄の場合も、最初に不法投棄されたのと同じように責任者の旧村長が指示したというふうな形で理解しているのかどうか、そこをちょっと確認させていただきます。

それと、今不法投棄が見つかったところは、

業者に来年1月30日までに調査を依頼するという形で作業を進めておりますが、この新しく見つかった部分についても同じような形でそういう業者に調査を委託するのか、そこら辺どのような形で対処していくのかというのをお聞かせ願いたいと思うし、当然それなりにもう6カ月以上もたっておりますから、市のほうとしても調査した部分があると思いますので、どのくらいの量が不法投棄されているのかというのが、わかっているならば教えてもらいたいなと。とりあえずその3点よろしくをお願いします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 新たにご報告を申し上げた部分、この部分につきましては、先ほど壇上でもお話ししましたように、旧清掃センターの解体廃棄物、そしてまた、うろというふうなことであります。この部分につきましては、当時の決裁等の書類、なかなか判明していない部分がございます。しかしながら、やはり基本的に行政の最高責任者の責任のもとでそういうふうなことが処理されたのではないかなというまだ推測の段階でございます。はっきりとこれを確認をしていくのも、また調査の一つであると、こういうふうにあります。

それから、うろの量、解体した廃棄物の量、これらについては書類が存在しておりません。この部分についても詳しく状況等を調査するつもりでございます。今の時点では、その書類等が、正確な書類と申しますか、全体を把握する量等の資料がそろっていない状況でございます。それらもあわせて今後調査をし、そしてまた先ほど壇上でもお話ししましたように、今後定期的に水質検査をしていく必要があると、こういうふうな認識であります。

以上です。

（「今調査を頼んでいるのか」の
声あり）

○市長（宮下順一郎） 失礼いたしました。そのこともあわせて検討していきます。どういうふうな状況なのか、まだなかなかその現場、私も斉藤議員からお話をお伺いして、現場に行きました。スコップで刺しましたが、なかなか刺さっていくような状況ではありません。そういうふうなところもあわせてこれから検討していきます。

○議長（村中徹也） 6番。

○6番（横垣成年） 資料が見つからないとかというふうな答弁であったのですが、公的文書というのは、何年くらい保管するようになっているのでしょうか。私の記憶だと10年以上は保管するというふうなイメージがあるのですが、そういう意味ではどの程度までその資料は今の段階でそろっているのか。全くないのか。そこら辺の行政のあり方ですね、こうなると。その資料、もう合併したから捨ててしまったとか、そういうのがあるのかわかりませんが、そういう資料がまたどの程度見つかるものか、そこら辺も当然見当はできると思うのです。もうこれ以上は、聞いたけれども、資料は全然ないとか、そうなった場合に、これから調査しますといったって、もう資料がなくて全然わからないという状況で、また最後そうになってしまうのかなというような不安がかなりあるのですが、そこら辺の確かさ度というのは市長の判断でどういうふうになっておりますか。きちっとしたそういった資料が最終的に出るものなのかどうか。もし出なければ、やっぱり仕事のあり方としてかなりそこら辺も問題かなというふうに思いますので、市長の感触といたしますが、ちょっとご意見をよろしくをお願いします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 資料のあり方のお尋ねでございます。本来これはまた保存の年限もあります。そういうふうな部分でありますけれども、資料自体がないということ、これは私はいかがなものか

など、非常に疑問に思うところであり、私自身も。そういうことで関係職員等、そしてまた業者等のヒアリングをしております。しかし、ヒアリングだけではなかなか、これは口頭ですので、しっかりとした資料、要するに書類等が残ってしるべきであるというふうなところでもありますけれども、現在のところそれはまだ見つかりません。そういうふうな報告を受けております。しかし、これははっきりとその書類の流れ、そういうふうなものも確認をしていかなければいけないし、それもまた調査になります。そういうことでご理解をいただきたいのですけれども、合併したからどうかということではなくて、それはやはり行政のあり方として私は少しいかなものであるのかなと。これが存在していなければです、そういうふうなところが私の思いでございます。

○議長（村中徹也） 6番。

○6番（横垣成年） やはりそこをしっかりとしてもらいたいと同時に、やっぱり仕事のあり方にもかかわってきておりますので、そこら辺が逆にしっかりしていなかったからこういう形になったかなというふうにも思いますので、なぜそういう状況になっているか、またなぜそういうことになったかというのもしっかり責任、責任というのも、ただヒアリングだけでなく、市長としてきちっとその責任というのもそれなりに市長は探ってもらいたいと。ただ単にヒアリングだけで終わるのであれば、また一事は万事ということわざがありますから、やっぱり同じようなことを繰り返してしまうし、当然こういうことを関係者は知っていたのに、最初不法投棄が出たにもかかわらず、今になってようやく確認されましたというふうな報告になったわけでしょう。これはかなり根が深いと思います。ここに不法投棄されていたのを当然知っていたのに、そのとき自分から声を出さなかったからこのぐらい延びてしまっ

たわけでしょう。知っていた人がそのときにきちっと、いや、ここにも捨てていましたとかと、それなりに正直に知っていた方が報告をすればもっと早く作業は前に進んだし、こんなにおくれる報告にはならなかったというふうに思うのです。だから、そこら辺の、責任と言うと本当に厳しい言い方もできませんけれども、そこもしっかりと市長としては対処してもらいたいと思います。ただやっぱりヒアリングだけで終わるのであれば同じようなことがまた繰り返されるような気がしますから、そこら辺のご所見よろしくお願いたします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 知っていた方からの通報、それはどなたかわかりません。そういうふうな通報があって我々調査をし、判明をしたわけでございます。そういうふうなことをやはりしっかり受けとめる体制が今の段階では私はあるのではないかなと。そういうふうなところの評価もしていただきたい。しかし、そういうふうなものを一方的にそのままのみにして、そして報告をしていくということではなく、それは調査を深め確認をし、そして書類等の存在の有無、それをチェックして報告をしていくというふうなこと、それがやはり行政の進め方であるし、そういうところをしっかりとやっていくために今後こういうことがあってはいけないということを私は常々職員には話をしておりますし、また過去のことにおいても、そういうところは確認をした中で、わかる範囲の中で議会には報告をしていくという姿勢は貫いていきたいと。

確認はしっかりとらせていただきます。書類の確認もこれからじっくりと探っていくというふうなことをご理解いただきたいと思います。

○議長（村中徹也） ほかに質疑ありませんか。24番新谷功議員。

○24番(新谷 功) 今の脇野沢の不法投棄問題は、当初は不法投棄の量は9,000トンと、このように市長が報告して、その裏づけがあったのですよね。実は、教育民生常任委員会で2回ほど現地調査して、いろんな資料を要求したら9,000トンの資料が出たのですよね。それでおおむね9,000トンかと、このように私は理解したのですけれども。そういう経過を踏まえて、いろいろごみの性状とかその種類等を調べるために、また再度ボーリング調査8カ所、あるいはバックホーの試掘2カ所やって、それは今の3月31日まで結果が出ると、こういうことになっておるのですけれども。

実は、私教育民生常任委員会でをもって、当時の関係しておった職員がおったら出席を求めたのですけれども、これはどういう理由か、職員がまだ、その部署からはかわっているのでしょうかけれども、出せないといいますが、そういう感じになって今日を迎えておるのですけれども。

私は、市長の思いはすぐわかるのです。でもこの問題をよく考えてみれば、市長がいろいろ調査し、ヒアリングする。もう絶対市長の考え方としては情報開示を徹底すると、ふだんからそう言っているし、今のこの問題に対しても、市長の思いは私そのとおりだと思っています。ところが、職員のほうがいっぱい情報をちびちび、言われれば出す、言われれば出すというような、どうもそういう雰囲気を感じられてなりません。

まだこれは、今回は旧清掃センターの解体の廃棄物、あるいはホタテのうろ、これなんかも市長がいろいろ調査、ヒアリングの結果出てきたことだと思うのですけれども、何となくこういう経過からすれば、まだあるのではないかという思いがどうも私しておるわけでございます。そういうことで、どうぞ市長におかれましては、徹底的に調査し、また職員も隠すことなく知っている範囲内は報告するようにしていただきたいと。これは、

市長にもお願いしておきたいと思います。

とかくどうも言葉がふさわしくないかもしれないけれども、隠匿といいますが、隠すというような風潮はあってはならないと、こう思いますので、市長においても関係職員に対してそういう指導を今まで以上に強くしてもらいたいと、このように思います。よろしくお願ひいたしたいと思います。

○議長(村中徹也) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。

次は、公害対策に関する報告の部分に対し、質疑ありませんか。23番浅利竹二郎議員。

○23番(浅利竹二郎) 河川等の水質検査の件についてお尋ねいたします。

環境基準の水域類型指定河川以外のその他の河川ということで、資料の2ページ、小松野川と明神川の数値が突出しているのですけれども、この突出している原因といいますが、一時的なものなのか、ずっと過去数年こういうふうな数字なのか。そして、この数値が自然環境に与える影響というものはどういうふうなことが考えられるかお尋ねします。

○議長(村中徹也) 民生部長。

○民生部長(佐藤吉男) 浅利議員のお尋ねにお答えいたします。

3河川とも水域類型指定河川外の河川ではありますが、近隣の水域類型指定河川の基準値を当てはめると、それぞれBODとDOの基準値を満たしていない点がございました。脇野沢川についてでございますが、採水当日は陸奥湾内の波がとても高くて、採水箇所においても川底が攪拌されて濁った状態でありました。その影響を受けての脇野沢川の結果であろうというふうに考えてございます。

それから、小松野川と明神川については市街地にあり、近隣の生活雑排水の流入が多い河川であ

ります。このためにたびたび基準値を超えた数値を示す傾向がございます。特に小松野川のほうは、河川の源からの清流の流れがほとんどないという状況でございます、水質検査のたびごとに水域類型指定河川の基準値と比較しますと基準値を満たさない状況が多く見られるところでございます。

当面海水域の調査も年2回ほどしておりますけれども、そんな影響はないというふうに私どもは判断してございます。影響についてはそんなにないと。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 23番。

○23番（浅利竹二郎） この現在のBODの数値では影響がないということでしょうけれども、その基準値というものから比較すると、突出した数値が出ているわけですね。これをそのまま放置していいのかなと。改善措置、そういうことを講ずる必要があるのではないかなと思うのですけれども、どうでしょうか。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（佐藤吉男） お答えいたします。

まず建設部サイドで申し上げますと、今建築基準法も変わりました、住宅を新築する場合は合併処理浄化槽の設置が義務づけられております。私どもとすれば、既存の住宅についても合併処理浄化槽の設置を進めることです。民生部サイドとしては、河川の清掃とかPRをしていくしか手はないというふうに考えております。根本的な改善策については、やっぱり合併処理浄化槽を全家庭に設置して水質浄化に努めていただきたいと、これが環境保全につながるという考え方でございます。

○議長（村中徹也） 23番。

○23番（浅利竹二郎） 再度確認しておきます。

当分その浄化槽はすぐ設置といってもなかなか

困難なことなのですからけれども、今のこの数値で人体その他環境に与える影響は少ないと、ないということによろしいのでしょうか。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（佐藤吉男） お答えいたします。

ないというふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

次に、報告以外の公害対策に関することについて質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

次は、放射性廃棄物保管施設における安全対策に関する報告に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

次に、報告以外の放射性廃棄物保管施設における安全対策に関することについて質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

次は、交通問題対策に関する報告の部分に対し、質疑ありませんか。6番横垣成年議員。

○6番（横垣成年） 大湊線の強風対策についてちょっとお聞きしたいのですが、これ一向に前に進まなくて、ここには青森県、青森県議会が合同によってJR東日本盛岡支社に要望するとなっているのですが、私はたしかJR東日本はもう一銭も出すつもりはないとかという話を聞いております。ここに至っては、強風対策にかかわる財源は県のほうで出さざるを得ないのかなというふうに考えておりますので、ぜひ県のほうに強風対策してほしいということで要望してもらいたいと思います。

というのは、今県のほうには電源三法交付金、今までの累計で2,500億円以上は来ているのです。この交付金の根拠は、それこそ下北半島が原発半島と呼ばれるくらいそういう施設を受け入れていて、そして県のほうがこういう強風対策の、これ10億円ぐらいで済むようなことを言っておりますから、この10億円も出せないのかと。それこそ下北半島はそういう原発、いろんな施設を受け入れて、そのおかげで県のほうはかなり利益を、利益というか、潤っているわけです。そういう地域であるのに、たった10億円のこういう強風対策のお金を県のほうが出せないのかということでぜひ話をしてもらいたいと思います。

当然私たちが共産党で県交渉をしているときは、そういうことを話しております。しかも、新幹線の地元負担は、今まで1,800億円も青森県が負担しているのです。そういうので、本当にJRにはやってもらいたいけれども、一銭も出さないという大湊線ですから、ここに至っては、もう県のほうで10億円出して、防風柵なりつくってほしいということをぜひ要望してほしいなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 県のほうには重点要望というふうなことで繰り返し繰り返し要望活動を展開しております。ただいま横垣議員から、原子力発電所にかかわる施設等にかかわる交付金、これは積極的にやはり党を挙げてご支援をしていただき、そして要望活動も手をとって合せてしていく必要があるのではないかなと、こういうふうに思います。ぜひそちらのほうの原子力施設等の発展、また建設等にも、交付金の要望等にもお力添えをいただいて力をあわせて頑張っていきたいと、こう思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（村中徹也） 6番。

○6番（横垣成年） 市長、その答弁の仕方はちょ

っとまずいと思います。私は原発のことを言っているのではなくて、やっぱりそのぐらい受け入れていると、それなりにリスクを負っているのです。交付金というのは、最初県のほうに来るのですよね。それをあと県がそういう原発施設を受け入れていない地域にも分配しているわけです。だからもっとこっちはそういうお金を重点配分してほしいという権利はあると思うのです。私は、原発には反対ですけれども、ただ、あるものについては迷惑料というので、それなりに受け取ってもいいかなというふうには思っておりますので、それはやはりきちとこちらのほうに重点配分してもらおうという観点で、もっと積極的に言ってもいいのではないかなというふうに思います。その点できちと積極的に配分してほしいということで10億円ぐらいは出せる金額だと思います。だから、その点でもっと強く要望してほしいということです。どうですか。

○議長（村中徹也） 企画部長。

○企画部長（阿部 昇） 今ほどの市長の答弁に一部補足をさせていただきます。

横垣議員のおっしゃる趣旨は十分わかりますが、やっぱり鉄道事業者の立場での行うべき考え方というのも一方にあるかと思っております。つまり定時走行性の確保、それと旅客の安全性の確保、これはいわゆる第一義的には鉄道事業者という考え方も底流にあるということをつけ加えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

次に、報告以外の交通問題対策に関することについて質疑ありませんか。6番横垣成年議員。

○6番（横垣成年） フェリーの問題です。何とか道南自動車フェリーが大間 函館の航路を継続し

て運航するようなことに落ちついて、私も一安心しているのですが、この点についてぜひとも市長は、もっと廃航路にならないように対策を今から声を上げてほしいなというふうに思います。もしまた道南自動車フェリーの経営がおかしくなり、いきなり大間 函館フェリーが廃止とかになれば、それこそ下北半島がもう行きどまりの半島になってしまうというので、私は大変な大きい問題だと思うし、これは大間町だけの問題ではないと思うのです。私も利用しているし。だから、もう下北半島全体の問題でもあるし、その中で一番大きいのがむつ市ですから、やっぱり宮下市長の動向いかんでは、もう存廃も決まるような、そういう立場にあると私は思っております。

ですから、市長、とりあえず今は継続ということになったのですけれども、今からきちっと廃航路にならないように、国とか県とかそういうところに交渉したり、もしあれだったらむつ市もそれなりに財政負担をするなり、そこら辺も視野に入れて今後要望活動してもらいたいと思うのですけれども、お考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 函館 大間間のフェリー、この部分につきましては、あの報道をお聞きしまして、ただちに市といたしましても、存続をしなければいけないと、存続をして、この下北半島を行きどまりの半島にしてはいけないというふうな思い、これは横垣議員と全く同調するところであります。

そしてまた、あのフェリーの航路というものは、海の国道というふうに非常に大きな役割を果たしております。人の命をつなぐ道でもありますし、また物流、その道でもあります。そしてまた、文化の道でもあります。そういうふうなもろもろのさまざまな機能を果たしている非常に大きな役割を果たしてきた道でありますので、これは何とし

ても存続をしなければいけないと、その声を上げなければいけないということで、期成同盟会でもただちに行動をとりました。そしてまた、議会議長等のご支援もいただいて、さまざまな場面で声を出しているということで、声を出すことには積極的に取り組んでいきたいと、こう思います。

○議長（村中徹也） ほかに質疑ありませんか。24番 新谷功議員。

○24番（新谷 功） 下北駅前整備について少しお伺いしておきたいと思います。

冬を前にして急ピッチで駅舎及びロータリー部分でしょうか、今盛んに工事がなされておるわけでございますが、その辺の今の工事の進捗率といえますか、その点についてお知らせ願えれば幸いです。

○議長（村中徹也） 建設部長。

○建設部長（太田信輝） 新谷功議員のお尋ねにお答えいたします。

下北駅前広場の進捗率ということでございます。現在市の工事といたしましては、駅正面の進入路及び歩道、その辺の整備をすることになっておりまして、本年の6月18日に工事請負契約を締結しております。しかし、今駅舎移転の工事が入りまして、若干うちのほうはそちらのほうを待たなければならぬということで、ちょっとうちのほうは手をつけられない状況になっております。今一部やっているのは、地中の電線管の配管とか、そういうものは実施しておりますけれども、この駅舎の移転を待たなければ若干停滞するという形になってございます。

駅舎につきましては、鉄骨の骨組みとかもできておりまして、全体としては約60%の進捗率というふうにお聞きしております。完成自体は、恐らく1月ころになるかと思っておりますけれども、新駅舎が完成いたしましても、既設の駅舎が支障となりますので、そちらの解体が2月までかかるという

ことでございます。その後うちのほうが本格的に歩道整備等にかかれるのではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 24番。

○24番（新谷 功） ありがとうございます。

ところで、この下北駅前整備は、平成21年度でもって完成ということで進んでおるわけですが、そのスケジュールどおりにいくと思いますが、その辺はいかがなものでしょうか。

それから、もう一つは、ちょっと私いるんな場面で聞くのですけれども、新幹線が青森まで行くのですけれども、その暁には大湊線は第三セクター云々という話がまことしやかに聞こえてきて、実は数カ月前ですか、JRの社長さんは、それをJRから切り離してやるということは私の段階では決めてないと、こういうふうにマスコミ報道を見たのですけれども、その辺はいかがなものでしょうか。もし知っている情報があればお知らせください。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） まず、スケジュールどおり平成21年度ということで完成を目指しておるというふうなことでご理解をいただきたいと思えます。平成21年度で完成ということです。

それから、新幹線ができたというふうなことで、大湊線の行く末をご心配のご発言でございますけれども、ことしの春ごろだったでしょうか、報道もされました。そのようなことでJR直営でやるというふうなことでの話を私も承っております。その後一切ありません。当然そのように進んでいくものだ、というふうに思います。

それがゆえに、大湊線の利便性を高めるために、先ほど行政報告をいたしましたように、11月14日にはJR東日本青森支店に新青森駅までの直通列車の新設、また八戸までの直通快速列車の増便、

また仮称七戸駅の駅前の駐車場、これを無料化して利便性を図ってほしいというふうなことを12月上旬にでも私盛岡のほうにお邪魔をいたしまして、このことを要望してまいりたいと、そういう流れになっておりますので、直営化は当然その時点でのお話のままでございます。決してその後はありません。

○議長（村中徹也） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で行政報告を終わります。

日程第6～日程第45 議案一括上程、 提案理由説明

○議長（村中徹也） 次は、日程第6 議案第86号 むつ市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例から日程第45 報告第24号 平成19年度むつ市公営企業会計資金不足比率についてまでの40件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） ただいま上程されました38議案2報告について、提案理由及び内容の概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

まず、議案第86号 むつ市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、むつ市役所本庁舎の位置を変更するためのものであります。

本庁舎の移転につきましては、前杉山市長の政策を継承し、私が市長に就任して以来、最重点課題として全力を挙げて取り組んでまいりました。

新しい本庁舎は、すべての市民に優しく親しまれる庁舎とすること、市民協働の精神のもと、市

民が参加・交流できる庁舎とすることなどを基本理念として整備することとしておりまして、この庁舎を拠点として、私の市政運営の基本方針としております、市民に開かれた市政の実現を目指していきたいと考えております。

次に、議案第87号 むつ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、事務事業の効率的な執行のため、本庁舎の組織運営にグループ制を導入することに伴い、所要の条文整備をするためのものであります。

次に、議案第88号 むつ市育英基金条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、当市の人材育成にという趣意をもって、佐々木優子氏からベルベ育英資金へご寄附をいただきましたほか、あすなる育英資金及び杉山石美育英資金へご寄附をいただきましたので、これらを育英基金に組み入れ、有効な運営を図るためのものであります。

次に、議案第89号 むつ市水道事業及び用地造成事業の設置等に関する条例等の一部を改正する等の条例についてであります。本案は、脇野沢地区簡易水道事業を公営企業局において管理運営することに伴い、関係条例を整備するためのものであります。

次に、議案第90号 むつ市消防団条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、地方自治法の改正等に伴い、費用弁償に関する規定について、所要の条文整備をするためのものであります。

次に、議案第91号から議案第94号までの工事請負契約についてであります。これらの議案は、本庁舎移転改修工事に係る建築工事、電気設備工事、空気調和設備工事及び給排水衛生設備工事について、それぞれ本契約を締結するためのものであります。

次に、議案第95号から議案第108号までの指定

管理者の指定についてであります。これらの議案は、むつ市海と森ふれあい体験館外25施設の管理を行わせる指定管理者を指定するためのものであります。

次に、議案第109号 市道路線の認定についてであります。本案は、開発行為により市に帰属した道路等10路線を市道として認定するためのものであります。

次に、議案第110号 むつ市監査委員に選任する者につき同意を求めることについてであります。本案は、来る12月14日をもちまして任期が満了となります。菊池十皿夫氏の後任として小川照久氏を任命いたしたく、提案するものであります。

このたびの任期をもちまして勇退されます菊池氏は、就任以来8年間にわたり代表監査委員として、地方自治の発展にご尽力されました。ここに、菊池氏の功績をたたえるとともに、心から感謝の意を表するものであります。

次に、議案第111号及び議案第112号のむつ市教育委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについてであります。これらの議案は、来る12月19日をもちまして任期が満了となります。高瀬厚太郎氏の再任及び来る1月15日をもちまして任期が満了となります。清川博美氏の後任として宮浦雅子氏を任命いたしたく提案するものであります。

このたびの任期をもちまして勇退されます清川氏は、就任以来約4年間にわたり市の教育行政のかなめとしてご尽力されました。ここに清川氏の功績をたたえるとともに、心から感謝の意を表するものであります。

次に、議案第113号 平成20年度むつ市一般会計補正予算についてご説明いたします。

今回提案いたします補正予算は、1億3,204万4,000円の増額補正でありまして、これにより補正後の歳入歳出予算総額は324億1,998万円となり

ます。

まず、歳出の主なものについてであります、各款にわたり予算措置しております職員の人件費を、配置がえ及び中途退職の影響等を加味し、増減調整しております。

議会費では、議員報酬、議員の期末手当等を支出見込みにより減額しております。

総務費では、職員の中途退職に伴う代替臨時職員等の賃金のほか、郵便物等の通信運搬費、各庁舎の電気料及び市広報紙の印刷製本費をそれぞれ支出見込みにより増額しております。また、地方税法の改正に伴う市税徴収システム及び申告受付支援システムの改修に要する経費を計上しております。

民生費では、原油の高騰に伴う対策として、昨年度に引き続き低所得者世帯を対象に暖房費の一部を助成し、経済的な負担を軽減するため、福祉灯油購入費助成事業費を計上しております。また、前年度の障害者自立支援給付費国庫負担金の精算に伴う返還金を計上しておりますほか、障害者自立支援給付費及び生活保護に係る扶助費を支出見込みにより増額しております。

衛生費では、後期高齢者医療制度の改正に伴うシステムの改修に要する経費を計上しておりますほか、ごみ収集運搬事業費を支出見込みにより減額しております。

商工費では、建築資材の高騰等に伴い、脇野沢地区観光施設等改修事業費を増額しておりますほか、早掛レイクサイドヒルキャンプ場改修事業費を計上しております。

土木費では、除雪ドーザの老朽化に伴う更新について、国庫補助対象事業として採択される見込みとなりましたことから、除雪ドーザ購入費を計上しております。

教育費では、耐震診断の結果に基づき、第一田名部小学校、第二田名部小学校及び大平小学校の

耐震補強工事に係る実施設計委託料を計上しておりますほか、当市の人材育成にとの趣意でご寄附がありましたので、育英基金繰出金を増額しております。

次に、歳入の主なものについてであります、地方交付税では追加交付額の確定に伴い普通交付税を増額しておりますほか、国・県支出金では補助見込みにより増減調整しております。また、諸収入では生活保護費返還金を増額及び歳入不足額を減額しておりますほか、市債では小学校債及び寄附金では育英資金寄附金を増額しております。

なお、第一田名部小学校外2校の耐震整備事業について年度内の完了が見込めないことから繰越明許費を設定しておりますほか、むつ市心身障害者ふれあいの家外20施設の指定管理料について債務負担行為の追加を行っております。

次に、議案第114号 平成20年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算についてご説明いたします。

今回提案いたします補正予算は、歳出のみの補正でありまして、滞納整理システム構築作業に係る臨時職員の賃金、高額療養費システム改修業務委託料、一般被保険者国民健康保険税の還付金、過年度財政調整交付金の返還金等をそれぞれ増額し、これらの増額分を予備費の減額により相殺しております。

次に、議案第115号 平成19年度むつ市一般会計歳入歳出決算についてであります、歳入総額は291億9,093万3,401円で、これに対する歳出総額は312億9,277万6,361円となり、繰越明許費繰越額を加えた実質収支では21億320万3,960円の不足額を生じた決算となっております。

これにより昨年の12月定例会でお示ししました赤字解消計画を見直しておりますので、その概要をご説明いたします。

まず、平成19年度決算状況についてであります

が、実質収支で24億5,400万円の赤字見込みから3億5,200万円改善し、21億300万円の赤字決算となっております。

実質収支が改善した主な要因について申し上げますと、歳入において、市税では法人市民税等で4,300万円及びその他の収入では財産収入等で7,700万円の増となっているものの、地方交付税では特別交付税で1億1,700万円、国・県支出金では関根浜漁港施設関連事業の繰り越し等で2億5,600万円の減となったことに伴い、歳入全体で3億8,100万円の減額となっておりますが、歳出において、補助費では、不良債務解消に伴うむつ総合病院への追加負担等で1億3,800万円、扶助費では生活保護費等で5,200万円の増となったものの、人件費では退職者の一部不補充等で4,300万円、物件費では内部経費の節減等で2億1,700万円、維持費では暖冬少雪による除排雪経費等で9,900万円及び投資的経費では関根浜漁港施設関連事業の繰り越し等で5億4,600万円の減となったことに伴い、歳出全体で7億3,300万円の減額となり、歳出全体の減額が歳入全体の減額を上回ったことによるものであります。

次に、今後の各年度における実質収支につきましては、早急に対応が必要な小・中学校の耐震整備事業の実施並びにむつ総合病院以外の病院及び診療所の不良債務解消に対する負担等ますます財政需要が増大する中で、引き続き電源立地地域対策交付金のソフト事業への充当、退職者一部不補充の徹底による人件費の削減、遊休資産の早期売却、内部管理経費の節減等、堅実な財政運営の推進により、これまでの計画どおり平成23年度決算において赤字解消が達成できる見通しとなっております。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行に伴い、財政の健全性や透明性がより一層問われることとなりますことから、今後は一般会計を

初め各特別会計においても財政状況や今後の見通しをわかりやすく公表するとともに、財政運営及び経営の健全化に積極的に取り組んでまいりますので、市民の皆様及び議員各位のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

次に、議案第116号 平成19年度むつ市国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてであります。歳入総額は72億8,441万9,142円で、これに対する歳出総額は75億3,978万9,721円となり、歳入歳出差し引き2億5,537万579円の不足額を生じた決算となっております。

この不足額は、平成20年度の歳入を繰上充用することにより措置しております。

次に、議案第117号 平成19年度むつ市老人保健特別会計歳入歳出決算についてであります。歳入総額は45億1,521万5,730円で、これに対する歳出総額は45億8,122万3,187円となり、歳入歳出差し引き6,600万7,457円の不足額を生じた決算となっております。

この不足額は、平成20年度の歳入を繰上充用することにより措置しております。

次に、議案第118号 平成19年度むつ市下水道事業特別会計歳入歳出決算についてであります。歳入歳出総額は、ともに16億8,126万9,637円となっております。

次に、議案第119号 平成19年度むつ市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算についてであります。歳入歳出総額は、ともに1,682万5,123円となっております。

次に、議案第120号 平成19年度むつ市介護保険特別会計歳入歳出決算についてであります。歳入総額は41億1,155万2,775円で、これに対する歳出総額は40億5,341万1,373円となり、歳入歳出差し引き5,814万1,402円の剰余金を生じた決算となっております。

この剰余金は、全額を財政調整基金に積み立て

しております。

次に、議案第121号 平成19年度むつ市魚市場事業特別会計歳入歳出決算についてであります。歳入総額は936万7,344円で、これに対する歳出総額は600万3,622円となり、歳入歳出差し引き336万3,722円の剰余金を生じた決算となっております。

この剰余金は、全額を地方卸売市場大畑町魚市場基金に積み立てしております。

次に、議案第122号 平成19年度むつ市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算についてであります。歳入歳出総額は、ともに1億1,233万244円となっております。

次に、議案第123号 平成19年度むつ市用地造成事業会計決算についてであります。歳入総額は3,139万5,314円で、これに対する歳出総額は14億6,387万7,228円となり、歳入歳出差し引き14億3,248万1,914円の不足額を生じた決算となっております。

この不足額は、平成20年度の歳入を繰上充用することにより措置しております。

次に、報告第23号 平成19年度むつ市健全化判断比率について及び報告第24号 平成19年度むつ市公営企業会計資金不足比率についてであります。これらは地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、監査委員の意見をつけて報告するものであります。

以上をもちまして、上程されました38議案2報告について、その大要を申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いましてご質問により詳細ご説明申し上げます。

何とぞ慎重ご審議の上、原案どおり御議決、ご同意及びご認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村中徹也） これで、提案理由の説明を終わります。

散会の宣告

○議長（村中徹也） 以上で、本日の日程は全部終わりました。

お諮りいたします。12月1日から5日までは議案熟考のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、12月1日から5日までは議案熟考のため休会することに決定いたしました。

なお、11月29日、30日、12月6日及び7日は休日のため休会とし、12月8日は議案質疑、委員会付託、一部採決、決算審査特別委員会設置及び付託、決算審査特別委員会委員の選任を行います。

本日はこれで散会いたします。

午前11時24分 散会

議席表

4番	目時睦男	議員
9番	白井二郎	議員
10番	岡崎健吾	議員
11番	千賀武由	議員
12番	山本留義	議員
13番	馬場重利	議員
15番	富岡修	議員
16番	菊池広志	議員
17番	半田義秋	議員
18番	高田正俊	議員
24番	新谷功	議員